

府省名・課室名	経済産業省・地域経済産業グループ地域産業基盤整備課	分野	工業用水道施設
<p>①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。</p>			
<p>現状</p>	<p>工業用水道施設の維持管理に関する点検要領等としては、国で定めているものではなく、一般社団法人日本工業用水協会（以下「協会」という。）が策定した「工業用水道維持管理指針（以下「指針」という。）」がそれに該当する。当該指針においては、既に新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを記載済み。記載済みの新技術はマッピングシステム、ファイリングシステム、水中ロボット、赤外線映像装置。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>現行の指針にて新技術（マッピングシステム等）について記載済みであるが、今後とも利用可能な新技術について随時追加記載する。 具体的には、来年度以降、アンケート調査等を行い、利用可能な新技術について整理し、外部有識者による指針検討委員会を経て、指針の追補版を作成する。</p>		
<p>②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。</p>			
<p>現状</p>	<p>代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理がされていない。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>来年度以降、外部有識者による指針検討委員会にて、代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。</p>		
<p>③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。</p>			
<p>現状</p>	<p>対応できていない。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>来年度以降、外部有識者による指針検討委員会にて、基準を満たす技術について整理し、指針の追補版を作成するとともに、工業用水の技術情報誌（以下、「機関誌」という。）に掲載し、工業用水道事業者に周知を図る。</p>		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	<p>A. 協会が毎年実施している研究大会にて、新技術を活用した点検方法や活用事例の発表を行いその結果を報告書としてまとめている。</p> <p>B. 協会が毎年実施している研究発表会にて、新技術を活用した点検方法や活用事例の発表を行いその結果を機関誌に掲載している。</p> <p>C. A・Bで発表されていない新技術を活用した点検方法や活用事例であっても、必要に応じ機関誌に掲載している。</p>
今後の取組とスケジュール	<p>来年度以降、引き続き上記A・B・Cを実施するとともに、アンケート調査等を行い、これまでA・B・Cで抽出されていなかった新技術を活用した点検方法や活用事例を把握する。</p> <p>これらの新技術を活用した点検方法や活用事例について整理し、外部有識者による指針検討委員会を経て、指針の追補版を作成する。</p>

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	<p>個々の事業者がデータベースを構築している例はあるが、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定とはなっておらず、関係者間でデータ共有可能な仕組みとはなっていない。</p> <p>現在、産業構造審議会の工業用水道政策小委員会にて、論点のひとつとしてデータベースを含めたデジタル技術の利活用の可能性について議論中。</p>
今後の取組とスケジュール	<p>今年度から来年度にかけて、産業構造審議会の工業用水道政策小委員会の議論を行い一定の結論を得る予定。</p>

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	<p>工業用水道施設において国直轄管理の施設はない。</p>
今後の取組とスケジュール	<p>—</p>

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	<p>協会が毎年実施している研究発表会や研究大会において、事業者への周知及び意見交換を実施しており、その際、国はオブザーバーとして参加し必要な助言を行っている。</p> <p>また、産業構造審議会の工業用水道政策小委員会にて、論点のひとつとしてデジタル技術の利活用の可能性について議論をしており、工業用水道事業者もオブザーバーとして議論に参加している。</p>
今後の取組とスケジュール	<p>引き続き現状の取組を実施するとともに、来年度以降、国が主催する全国6地域（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）での工業用水道事業者との情報共有・意見交換会議にて周知及び意見交換を実施していく。</p>